

プール水検査項目

残留塩素 — 基準値 0.4mg/l 以上 (1.0mg/l 以下が望ましい)

プールに注入した塩素は水中の汚れの分解、微生物の消毒により消耗し、また、日光にさらされると減少します。こうした作用の後に残っているのが、残留塩素です。晴天の日や入泳者数が多いと塩素の消耗は増加します。

濁度 — 基準値 2度以下

水の濁りの程度を示すもので、純良な水は透明で1度以下です。

pH 値 — 基準値 5.8～8.6

「7」が中性で、「7」より大きくなるにしたがってアルカリ性が強く、「7」より小さくなるにしたがって酸性が強くなります。酸性のプールは人の健康ばかりでなく、施設、器具及び機材にもよくありません。

有機物等(過マンガン酸カリウム消費量) — 基準値 12mg/l 以下

プール入泳者による有機物の汚染の程度を表す指標です。この基準を達成していれば、トリハロメタンの生成も低く抑えることができます。

大腸菌 — 基準値 検出されないこと

大腸菌は、普通、人や動物の腸管内の常在菌です。したがって、大腸菌が水中から検出されたことは、直接、間接的に人や動物の大便汚染があることを意味します。また、大腸菌の検出は病原菌の存在も疑われる危険信号なので塩素消毒等の実施が必要になります。

一般細菌 — 基準値 1ml 中 200 以下

一般細菌とは、ある特定の条件で培養したときに形成する細菌をいいます。

一般細菌は清浄な水には少なく、汚染された水ほど多い傾向にあり、一般的な汚染の指標となります。一般細菌として検出される細菌の多くは、直接病原菌とは関係ありませんが、一般細菌の増加は、何らかに汚染されている可能性を示しています。

総トリハロメタン — 基準値 0.2mg/l 以下が望ましい

総トリハロメタンとは、水中の有機物と消毒に使われる塩素が反応してできる副生成物をいいます。人の健康に影響を与える可能性があることから、新たに検査項目に追加されました。

※基準値は、文部科学省基準です。